

平成26年度

坂井市コミュニティセンター検討委員会

検討結果報告書(案)

平成26年11月

坂井市コミュニティセンター検討委員会

目 次

	頁
I. はじめに	… 1
II. 坂井市における地域づくりの現状と課題	… 3
(1) 地域づくり取組みの経緯	… 3
(2) まちづくり協議会の現状	… 3
(3) 地域づくりにおける方向性	… 5
III. 公民館からコミュニティセンターへ	… 7
(1) 協働のまちづくりの更なる推進（新たな地域づくり活動への支援体制）	… 7
(2) センター長に求められる役割	…10
(3) まちづくり協議会の組織強化と自主的・主体的な活動への支援	…11
(4) 社会教育及び生涯学習の推進	…14
IV. まとめ	…16

I はじめに

近年、社会経済情勢の変化により、少子高齢化、核家族化が進展し、地域の連帯感や絆が薄れつつあり、地域コミュニティの機能低下が懸念される中、防災・防犯、福祉、環境など行政だけの対応では解決できない課題が増えてきました。

坂井市では、合併以来、市民一人一人がまちづくりの主役として、それぞれの地域の特色や個性を活かし、市民と行政がお互いの責任と役割を補完しながら、協力してまちづくりに取り組むことができるよう「市民との協働」を重点施策の一つに掲げ、「自助」「共助」「公助」による協働のまちづくりを進めてきています。

そのため、平成19年から20年にかけて、市内23地区において、「まちづくり協議会」が設立され、公民館を拠点として地域の特色を活かし主体的、自主的な活動を通して、住みよい地域づくり活動に取り組んでいます。

活動拠点としての公民館は、「市町村その他一定の区域内のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」（社会教育法第20条）ことを目的として設置されてきました。

しかしながら、社会環境の変化により、地域まちづくりに対する住民のニーズは多岐にわたり、公民館は社会教育施設としての役割とともに、地域づくりの役割を担う地域コミュニティ活動の拠点施設としての機能を併せ持つようになってきました。

このような状況の中、坂井市においては、社会教育事業だけではなく、地域まちづくり活動など幅広く柔軟な活動が可能となるよう、坂井市総合計画後期基本計画、坂井市公共施設マネジメント白書において、「人づくりや生涯学習活動の拠点である公民館を地域まちづくりの拠点としてコミュニティセンターへの移行」を推進する方向性を示しました。

坂井市コミュニティセンター検討委員会は、「協働のまちづくりを推進する中心的な活動拠点としてのコミュニティセンターのあり方」について、様々な視点から検討を加え、特色ある地域社会の形成に資するとともに市民のコミュニティ活動の醸成を図ることを目的に、まちづくり協議会、地域協議会、公民館長の代表及び学識経験者14名で平成25年7月に設置され、計6回の検討委員会と先進地視察を実施し、平成26年3月に「検討結果（中間）報告書」をまとめ市長に提出しました。

また、平成26年度からは、これまでの検討委員会の中で「地域まちづくりにおいて区長会の果たす役割とまちづくり協議会との連携は重要である」との認識から、各

町の区長会代表4名に加わっていただき、更に5回の検討委員会を開催しました。

検討委員会では、これまで主要なテーマとして、「コミュニティセンターの役割」、「まちづくり協議会の役割や組織強化の取組方策」、「社会教育の推進体制」、「条例等の制度面」の検討を行いながら、議論の内容をそれぞれの関係組織にフィードバックしながら、コミュニティセンター移行への理解と議論を深めて参りました。

その結果、「坂井市では、平成27年4月1日から公民館をコミュニティセンターに移行する。」との方針が確認されました。今後更に、地域まちづくりの拠点として、地域の絆を深め、地域コミュニティが活性化され、市民と行政による協働のまちづくりがより一層推進されることを大いに期待するものであります。

ここに、市の重点施策である「協働のまちづくり」を推進するにあたり、その活動拠点となるコミュニティセンターのあり方について、約1年6か月に亘って検討し、これまで出された多くの意見をまとめて検討結果報告書として提出いたします。

平成26年11月21日

坂井市コミュニティセンター検討委員会
委員長 江川 誠一

Ⅱ. 坂井市における地域づくりの現状と課題

(1) 地域づくり取組みの経緯

坂井市は、合併後の新しいまちづくりとして「市民と協働によるまちづくり」を進めてきました。このような中、市内全域に23のまちづくり協議会が設立され、それぞれのまちづくり協議会では、公民館をまちづくり活動の拠点施設として、「自ら考え」「自ら行動し」安全で住みよい愛着と誇りの持てるまちづくりに取り組んでいます。

また、平成23年12月には市のまちづくりの最高規範となる「まちづくり基本条例」を制定し、市民と市は自治の主体としての役割と責任を自覚し、協働のまちづくりを推進することが明確化されています。

合併後の公共施設のあり方を示した「坂井市公共施設マネジメント白書」（平成24年3月）においては、公民館をコミュニティセンターに移行することとし、また、「坂井市総合計画後期基本計画」（平成25年3月）においては、公民館を地域コミュニティの拠点「協働のまちづくりを实践する中心的な場」と位置付け、社会教育に加えて、様々な地域まちづくり活動など幅広く柔軟な活動が可能となるよう、まちづくり協議会の組織強化を図りながら、地域活動の拠点施設としてコミュニティセンターへの移行を推進するという方向性が示されています。

(2) まちづくり協議会の現状

地域づくりの主体となるまちづくり協議会は、平成19年から20年にかけて市内全23地区において設立され、公民館を拠点として地域の特色を活かした主体的、自主的な活動を通して、住みよい地域づくりに取り組んでいます。

まちづくり基本条例第30条の規定に基づき、まちづくり協議会は、地域の住民に開かれ、市及びその他の組織と協働、連携しながら地域づくりを行うとともに、市は、協働のまちづくり事業交付金制度や活動発表会の開催、市ホームページによる活動紹介などを通じて、必要な支援を行っています。

まちづくり協議会活動は、地域住民のボランティアにより支えられており、会員の創意工夫のもと、多岐にわたる地域づくり事業が展開されています。まちづくり協議会では、防災・防犯、福祉、環境、交流等の各種部会が設置され、企画立案によって、地域の特性を活かした様々な地域まちづくり活動に取り組まれています。

【まちづくり協議会の主な事業】

- 賑わいや交流を創出する事業 祭りやレクレーション大会の開催等
- 環境及び景観を保全する事業 ごみ・空き缶拾いや花壇づくり等
- 安全・安心事業 防災訓練や見守り活動等
- 地域文化を発掘し継承する事業 郷土史の発刊やふるさと探検等
- 地域資源を活用し地域の活性化を促進する事業 農業体験等
- 健康づくり事業 ウォーキングやラジオ体操会等
- 地域福祉、世代間交流事業 敬老会、三世代交流等
- 広報誌発行、ホームページ運営 地域情報を発信する事業

それぞれのまちづくり協議会では、地域の特色を活かした様々な活動に取り組まれています。一方では、まちづくり協議会活動に対する地域住民への浸透度、地域住民の理解度はまだまだ十分とはいえない状況にあり、組織内においては、会員の高齢化や後継者育成等課題を抱えています。

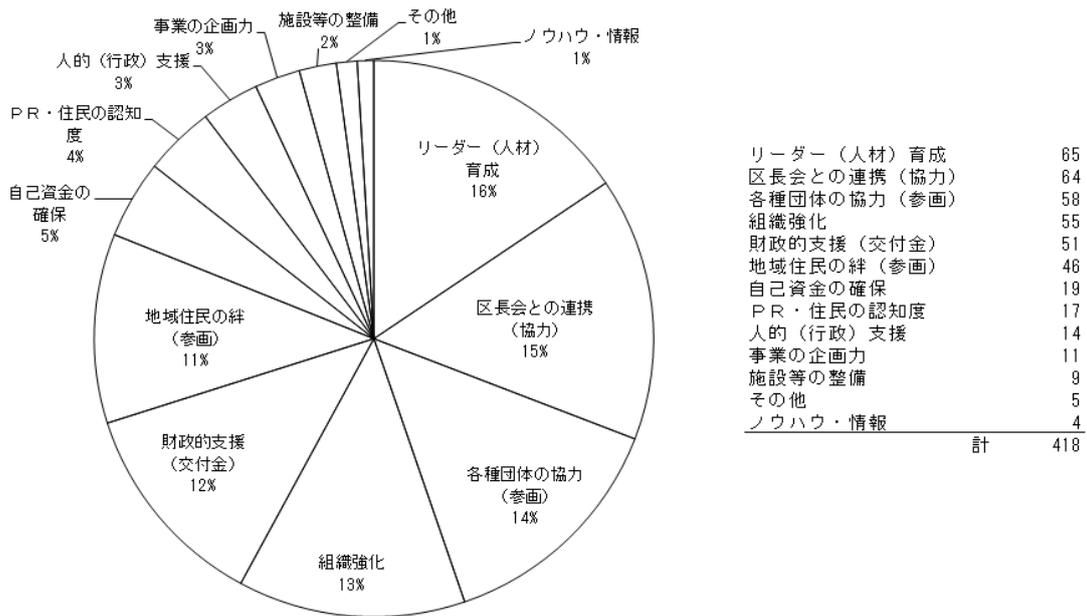
市は、地域の自主性、主体性を尊重しつつ、今後、まちづくり協議会の組織のあり方について支援することが求められます。

(3) 地域づくりにおける方向性

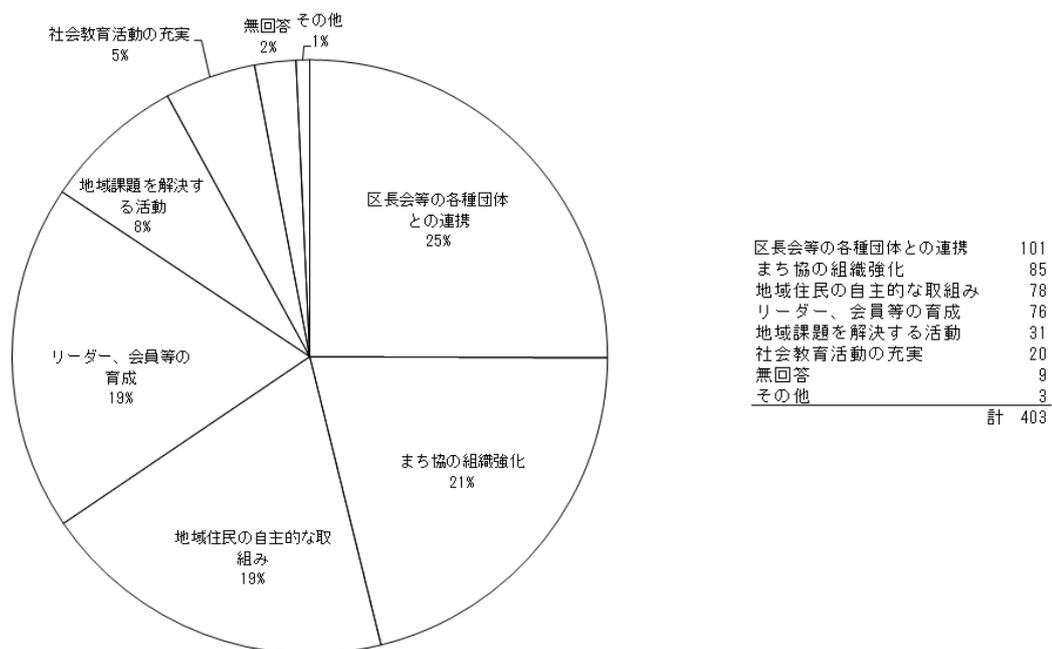
平成25年11月14日に開催された「協働のまちづくり講演会」において、参加者に協働のまちづくりに関するアンケートを実施しました。

【主な集計結果】

問 今回の講演を聞いて、協働のまちづくりを進めるうえで重要と考えるもの



問 コミュニティセンターに移行していくために重要と思われるもの



検討委員会では、アンケート集計結果や現在のまちづくり協議会の現状、先進地である滋賀県近江八幡市への視察研修等を踏まえ、第1回から第6回までの協議の中で、次のようにコミュニティセンター移行に向けての方向性を示しました。

なお、具体的な制度や運用の細部については第7回以降に継続して検討を行うこととしました。

<検討結果（中間）報告より>

- ① 公民館のコミュニティセンター移行について
 - ・コミュニティセンター移行の時期及び方法を十分検討する。
 - ・市の責任範囲のあり方を検討する。
- ② まちづくり協議会とコミュニティセンターの活動及び業務内容について
 - ・コミュニティセンターとまちづくり協議会の業務内容の範囲と役割を明確にする。
 - ・センター長及び職員の地域まちづくりに対する役割の明確化と意識高揚を図る。
 - ・コミュニティセンター職員の人員配置と待遇について検討する。
- ③ 社会教育及び生涯学習の推進について
 - ・従来の公民館が担ってきた社会教育及び生涯学習事業を継続し、さらに推進する方法を検討する。
 - ・教育委員会の支援の方法について検討する。
 - ・社会教育指導員の業務充実とコミュニティセンター長及び職員の支援体制を明確にする。
- ④ まちづくり協議会と各種団体の連携について
 - ・区長会をはじめとする地域各種団体との連携等組織体制の充実を検討する。
 - ・交付金の運用方法について検討する。

Ⅲ 公民館からコミュニティセンターへ

(1) 協働のまちづくりの更なる推進（新たな地域づくり活動への支援体制）

コミュニティセンターが地域づくり活動の拠点施設として機能するために、協働のまちづくりを推進し、活発な地域づくりに取り組むことができる体制づくりについて、検討を行いました。

【目指す姿】

- 市のまちづくりの基本理念である「協働のまちづくり」の更なる推進を図るため、住民をはじめ地域づくり団体と市が、協働して地域課題に取り組むことができる体制を構築する。
- 地域づくりにおける活動が、防災・防犯、福祉、環境等多岐にわたるため、市全庁を挙げてまちづくり活動を支援する。

【考え方】

まちづくり協議会は、防災・防犯、福祉、環境等の幅広い分野において、地域づくり活動を行っています。協働のまちづくりは、市と市民が協働して地域づくりを実践することであり、市は、まちづくり協議会の活動範囲に応じて、全庁内の関係部局が横断的な連携のもと、直接的、迅速に支援を行う体制が求められます。

また、コミュニティセンターが実施することとなる定期講座等の社会教育・生涯学習事業を地域づくり活動と融合させることで、学びにより得た知識や技術を地域に還元していく事業展開が望ましいと考えます。

なお、コミュニティセンターは、「協働のまちづくりの実践の場」であり、地域と行政が協働して地域づくりを行います。市の役割としては、コミュニティセンターは「公設公営」の施設として、施設管理や社会教育・生涯学習事業、センター長の任用及び職員の雇用等の業務を担うべきと考えます。また、コミュニティセンターの管理運営とまちづくり協議会への支援・育成については、まちづくり推進課と各支所地域振興課が連携して効果的に行っていくことが望まれます。

【提案まとめ】

コミュニティセンターは、地域の自主的・主体的な地域づくり、まちづくり活動を育み、地域の連携を深め「自分たちのまちは自分たちの手で」つくる地域づくり活動の拠点施設である。

- ① まちづくり協議会を中心とした地域づくり活動、地域コミュニティ活動の拠点とする。
- ② 所管を市長部局とし、まちづくり協議会をはじめとする地域づくり活動を関係部局の連携のもと全庁的に支援を行う。
- ③ 「公設公営」の施設として、市は、維持管理及び使用許可業務を担う。
- ④ 地域づくりと融合した社会教育及び生涯学習を推進する。
- ⑤ コミュニティセンターの移行は、平成27年4月1日とする。
- ⑥ 住民説明会の開催及びHP、広報紙による住民への周知を図り理解を得る。

コミュニティセンター移行後のイメージ

社会教育・生涯学習の場に加えて
地域づくり・まちづくりの拠点へ



【社会教育施設】
+
【地域づくり活動拠点】
コミュニティセンター

【活動主体】
まちづくり協議会

連携

区長会

生涯学習活動

ふれあい交流活動

環境保全活動

健康・福祉活動

安全安心活動

地域美化活動

地域住民

参加

地域

まちづくり活動

地域の関係団体
社会福祉協議会、婦人会、
子ども会、PTA、学校、
企業、NPO...

情報交換

- ・まちづくり協議会の主体的な活動を支援
- ・区長会、各種団体との連携、一体に向けての支援
- ・日常的なセンターの管理業務
- ・センター長、職員との雇用

市

まち協
まち協
まち協

(2) センター長に求められる役割

コミュニティセンターにおける地域づくり活動が効果的かつ円滑に行われるよう、センター長の役割について検討を行いました。

【目指す姿】

- 市は、まちづくり協議会が行う地域づくり推進のため、区長会やその他各種団体との連携を図るため、センター長が地域づくり事業におけるコーディネート（調整）役を担う。

【考え方】

これまで公民館では、定期講座や自主サークル等の社会教育・生涯学習活動の外、まちづくり協議会による地域づくり活動や区長会、各種団体の活動等、さまざまな地域活動が展開されてきました。

市は、センターを地域づくりの拠点施設として、それらの活動がお互いに結び付いて、地域づくりに繋げていくよう支援する必要があるため、今後、センター長の役割は重要となってきます。

センター長は、公設公営である施設の管理運営を担う外、まちづくり協議会や区長会、各種団体等との連絡調整を通じて、地域づくり活動におけるコーディネート役としての役割が求められます。

また、センター長は、まちづくり協議会においては指導的・補佐的な一定の役割を担いながら常にまちづくり協議会の活動内容を把握していることで、行政や区長会、各種団体等との連絡調整をスムーズに行うことが可能となります。

センター長は、行政上の立場とまちづくり協議会の立場の両方の立場において情報の収集に努め、地域との連絡調整を行うコーディネート役を担うことで、協働のまちづくりの推進を図ることができると考えます。

【提案まとめ】

センター長は、施設管理の外、地域づくり活動においてコーディネート役を担う。

- ① 市は、センター長を任用し、センター職員を雇用する。センター長は、地域づくりのコーディネート役としてまちづくり協議会や各種団体、行政との連絡調整を担い、まちづくり協議会の活動を支援する。

○コミュニティセンター職員(長)の業務について

施設を管理する業務	社会教育の推進業務	地域づくりを支援する業務
<ul style="list-style-type: none"> ●センターの日常的な施設利用・管理に関すること。 ・施設の維持管理 ・施設の使用許可業務 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育事業の推進 ・従来の公民館事業である各種講座・学級の企画及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域づくり活動に係る連絡調整 地域づくり活動における行政、まちづくり協議会、各種団体等との連絡調整（コーディネート役） ●まちづくり協議会活動の支援 まちづくり協議会活動に参画するとともに、まちづくり協議会における指導的・補佐的な役割を担う。

(3) まちづくり協議会の組織強化と自主的・主体的な活動への支援

地域づくりの活動主体となるまちづくり協議会の課題に対し、コミュニティセンター移行にあわせて、組織のあり方・強化等について検討を行いました。

【目指す姿】

- まちづくり協議会による主体的で自発的な地域づくり活動を推進し、効率的・効果的な事業展開を支援する。
- 地域課題を把握し課題解決に取り組む体制として、まちづくり協議会と区長会はそれぞれの役割を生かしながら、一体または強く連携するパートナーシップを構築する。
- まちづくり協議会の組織強化を図るため、地区内の各種団体に対し、まちづくり協議会への参画を誘導する。

【考え方】

現在、まちづくり協議会には、地域における住民の参画、会員の高齢化や後継者の育成、また、区長会をはじめ各種団体との連携等、多くの課題が見受けられます。

先進地の事例やアンケートによる意向調査を踏まえると、まちづくり協議会の組織のあり方として、区長会との連携が重要です。区長会との連携は、区民のまちづくり協議会活動への参加・参画を得て、地域課題を把握し、まちづくり協議会の事業を強力に推進することができます。また、地域内の各種団体の加入についても、団体が持つ専門性をまちづくり協議会の活動に活かすことができます。これらは、まちづくり協議会の組織運営を規定するものとして、市の規則を新たに制定することで、まちづくり協議会の組織力向上を図ります。

また、まちづくり協議会と区長会が連携し、地域の一体となった取り組みを促進するため、市が交付する協働のまちづくり交付金、地区区長会交付金を一括して交付できる制度を創設し、地域事情の配慮として、一括交付するかどうかは地域の選択制とします。また、交付金の対象経費においても、費用弁償、食糧費についても対象とし、一定のルールを定めて適切に運用することとします。交付金の柔軟な運用で、まちづくり協議会の自主的・主体的な活動に寄与できると考えます。

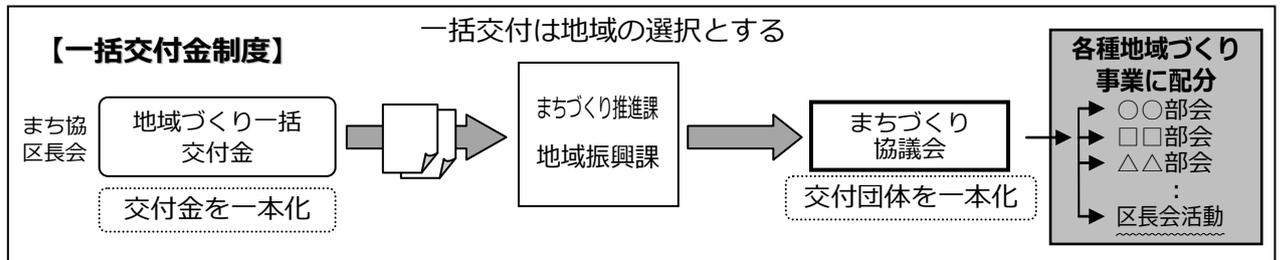
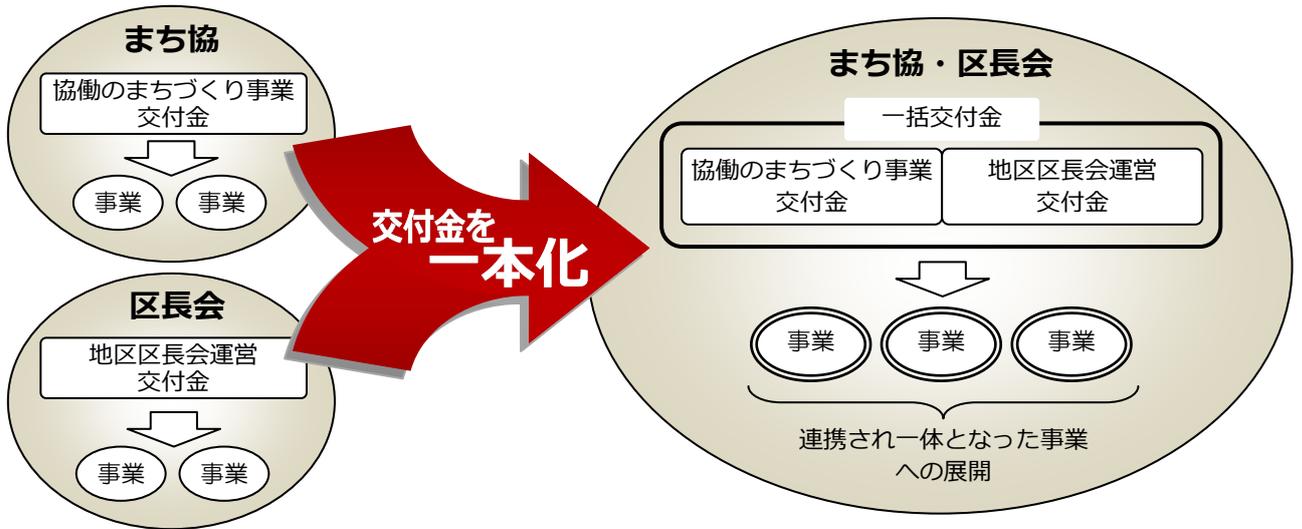
また、地域づくりに係る情報を共有するため、地域間で情報交換が活発に行われる場として、地区別にまちづくり協議会の連絡会を定期的で開催し、組織間の連携強化を図ることが求められます。

【提案まとめ】

地域づくり・まちづくり活動を進める上で、地域の住民の理解や地域の各種団体の協力は必要不可欠である。そのため、まちづくり協議会を一定の組織力に高め、地域内の連携を図る。

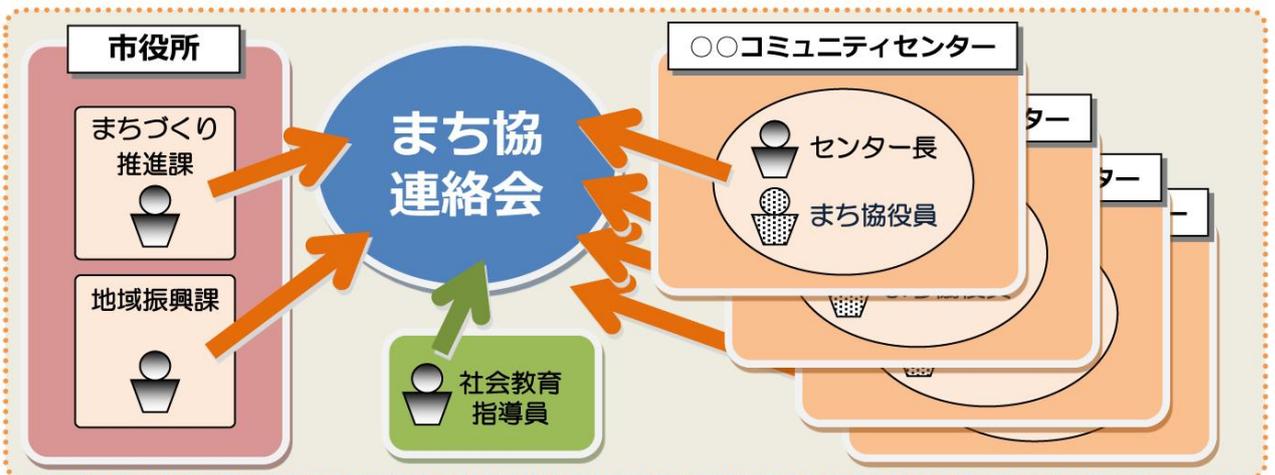
- ① 区長会との一体的な取組み又は強い連携の構築、区域内の各種団体を可能な限り構成団体に含める、地域住民が自由に活動に参加でき、開かれた組織とすることについて、市規則において規定する。
- ② 協働のまちづくり事業交付金と地区区長会運営交付金を地域の選択により一括交付できる一括交付金制度を創設する。
- ③ 協働のまちづくり交付金の対象経費の拡充し、柔軟な運用を図る。
- ④ まちづくり協議会連絡会の開催により、相互の情報交換及び情報の共有を図る。

協働のまちづくり交付金、地区区長会交付金を一括して交付できる制度



まちづくり協議会における連絡会

連絡会	まち協地区連絡会	主催	各支所地域振興課
役割等	<p>地区内のまち協が集まって行われる連絡会。地域づくり活動についての打合せや情報交換の場。</p> <ul style="list-style-type: none"> まち協相互の情報交換、情報共有 行政とまち協間での連絡調整 	構成	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会役員等 センター長 社会教育指導員 地域振興課 まちづくり推進課



(4) 社会教育及び生涯学習の推進

コミュニティセンターが実施する社会教育事業が地域づくり活動に活かすことができるよう、その体制等について検討を行いました。

【目指す姿】

- 従来の公民館が実施していた社会教育事業を継続するとともに、コミュニティセンターの役割として、学びを通して人づくり・地域づくりにつながる事業を実施することで、地域コミュニティの醸成を図る。
- 引き続き配置する社会教育指導員の業務を拡充し、社会教育事業の推進にあわせて社会教育の視点から地域づくり事業に参画することで、地域に根差した地域づくり活動を推進する。

【考え方】

従来の公民館事業である社会教育・生涯学習事業の市長部局への移管については、地方自治法第180条の7に規定する「補助執行」という手続きが望ましいと考えます。補助執行は教育委員会にその権限を残すため、教育委員会が市長部局（コミュニティセンター）に対して指導助言を行うことができます。

また、社会教育指導員を連絡等にあたるセンターに継続して配置し、指導員の業務を拡充し、社会教育事業に対して指導助言を行う外、社会教育上の立場としてまちづくり協議会が行う地域づくり活動において指導助言することで、社会教育事業と地域づくりとの融合を図ります。

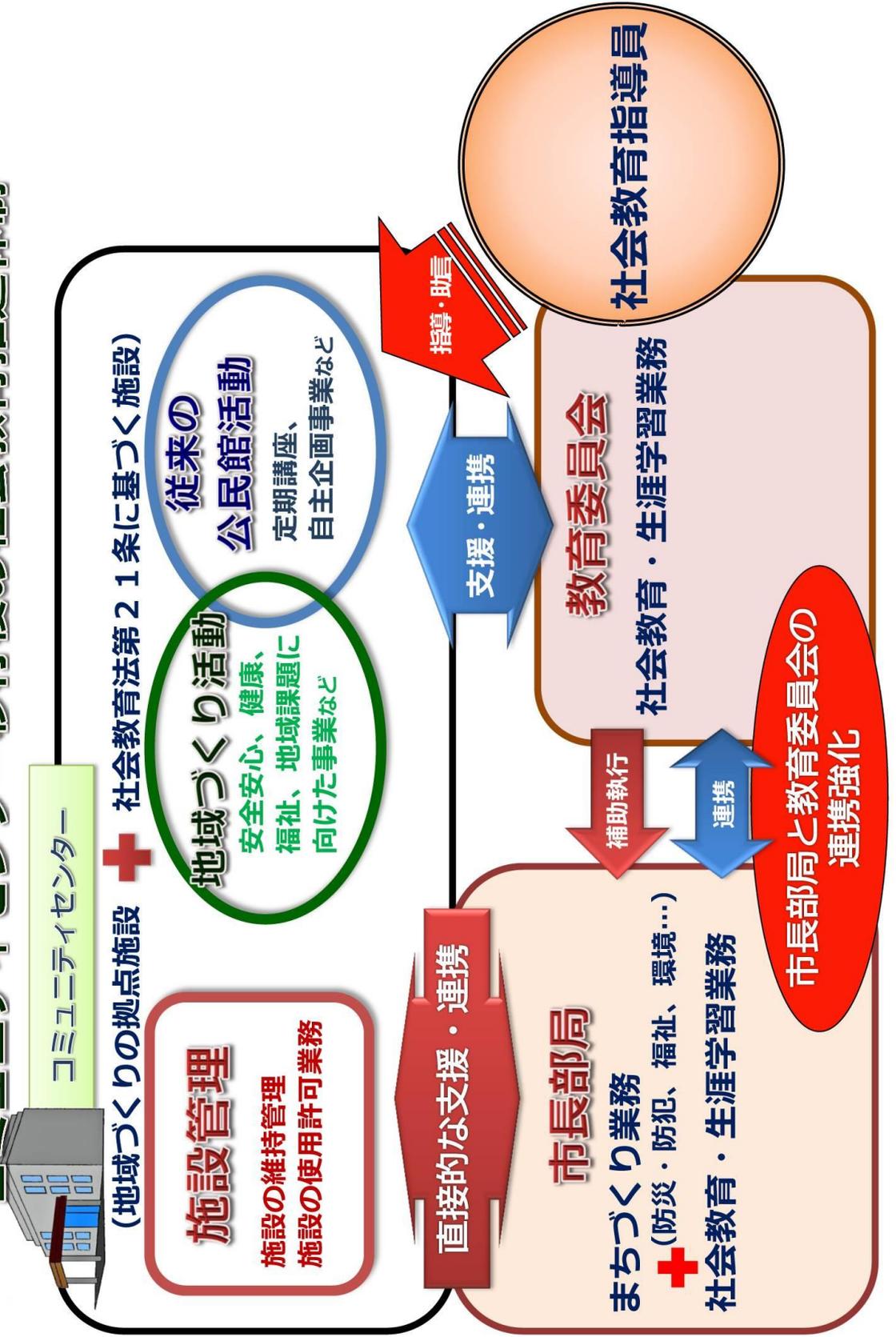
また、コミュニティセンター移行後も、センター職員の社会教育上の知識の研鑽を図るため、教育委員会は、引き続き県公民館連合会に加盟し、職員に対し研修・情報交換の機会を提供します。また、市長部局においても、社会教育主事の有資格者を配置する等して教育委員会と連携し、社会教育の一層の充実を図ります。

【提案まとめ】

従来の公民館活動は継続して実施するとともに、コミュニティセンターにおいて社会教育の視点から地域づくり活動に取り組む。

- ① 「コミュニティセンターが行う社会教育に関すること」について、地方自治法に規定する「補助執行」の手続きにより、市長部局の職員が行う。
- ② 引き続き社会教育指導員を連絡に当たるコミュニティセンター（従来の拠点公民館）に配置し、社会教育・生涯学習事業に係る指導助言を行い、社会教育の推進を図る。
- ③ 社会教育指導員の業務を拡充し、社会教育の視点から地域づくり活動を支援する。

コミュニティセンター移行後の社会教育推進体制



IV まとめ

坂井市では、市民と行政が互いに尊重し、「自助」「共助」「公助」の地域づくりの基本的な考え方である「補完性の原則」を念頭に、互いに協力し合いながら、共に自分たちのまちを創っていかうとする「住民との協働」によるまちづくりを進めてきております。

坂井市は、地域まちづくり活動の主体的役割を担う「まちづくり協議会」の活動拠点である「公民館」を地域コミュニティの拠点、いわゆる「協働のまちづくりを実践する中心的な場」と位置づけ、「コミュニティセンター」へ移行し、地域づくり・まちづくりの活動を通じて地域の絆を醸成し地域コミュニティの活性化とこれまでの公民館活動を継承しながら社会教育の推進を図ることとしました。

誰もが、家庭や地域の中において「笑顔」で心豊かに健康で安心して暮らせるまちを実現していくためには、地域住民や団体や行政等、地域を構成するそれぞれが、お互いの責任と役割、持ち味を生かしながら、対等なパートナーとして、より一層連携・協力を深め、「地域の特性を活かした地域づくり・まちづくり」に取り組んでいく必要があります。

これからも、より多くの市民の皆さんに「地域づくり・まちづくり」について、さらにご理解を深めていただき、地域の皆さんと行政が一体となり、一緒に知恵を出し合いながら、協働して、地域の特色を活かした「地域づくり・まちづくり」が活発に展開され全国に誇れる住み良い坂井市となることを期待するものであります。

検討委員会の経過

委員会等	開催日	議題等
第1回	H25. 7. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター検討委員会委員の委嘱（委員 計14名） まちづくり協議会、地域協議会、公民館長の代表及び学識経験者 ・役員の選出 ・コミュニティセンター移行に対する市の基本的な考え方について ・コミュニティセンター化に関する取組経緯について ・今後のスケジュールについて
第2回	H25. 8. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録等の取扱いについて ・コミュニティセンターの管理及び運営の範囲について ・コミュニティセンターとまちづくり協議会の業務内容について ・公民館の事業（社会教育及び生涯学習）について
視察研修	H25. 10. 3	<ul style="list-style-type: none"> *近江八幡市役所（まちづくり支援課） *八幡学区まちづくり協議会（近江八幡市）
第3回	H25. 10. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開の取扱いについて（会議傍聴、会議録氏名掲載） ・視察研修を受けて ・コミュニティセンター、まちづくり協議会の組織構成について
第4回	H25. 11. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり講演会におけるアンケート結果について ・コミュニティセンターの業務内容及びまちづくり協議会の活動内容について ・区長会とまちづくり協議会との連携について ・社会教育及び生涯学習の推進方法について
第5回	H26. 1. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・各まちづくり協議会の現状把握について ・「協働のまちづくり」推進イメージ図について ・今後のコミュニティセンター検討委員会について
第6回	H26. 3. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター検討委員会協議事項の確認について ・今後の協議内容について
報告	H26. 3. 31	*検討結果（中間）報告書 市長提出
第7回	H26. 6. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター検討委員会委員の委嘱 区長会長会の代表の新規委嘱（委員 計18名） ・検討委員会のスケジュールについて ・コミュニティセンター移行の趣旨と今後の検討課題について ・コミュニティセンターにおける業務分担について
第8回	H26. 7. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター移行後における社会教育及び生涯学習の事業推進について ・地域内の各種団体等の連携について
第9回	H26. 8. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター移行に伴うスケジュールについて ・コミュニティセンター化に伴う職員体制について ・交付金の運用について
第10回	H26. 9. 26	・コミュニティセンターに係る例規（案）について
第11回	H26. 11. 10	・検討結果報告書（案）について
報告	H26. 11. 21	*検討結果報告書 市長提出

坂井市コミュニティセンター検討委員会委員名簿

【敬称略】

	役職	氏名	分野・地区	所属等
1	委員長	江川 誠一	学識経験者	福井県立大学地域経済研究所講師
2	副委員長	太田 朗夫	学識経験者	坂井市社会教育委員の会議長
3	委員	近藤 奏	三国	三国自治区地域協議会会長
4	委員	谷根 英一	三国	三国町区長会連合会会長 *任期 H26.6.5～
5	委員	山崎 守	三国	加戸公園台地区まちづくり協議会会長 *任期 ～H25.10.16
		荒川 正義	三国	雄島地区まちづくり協議会会長 *任期 H25.10.17～
6	委員	山本 達雄	三国	三国公民館長
7	委員	多田 栄	丸岡	丸岡自治区地域協議会
8	委員	廣嶋 善治	丸岡	丸岡地区区長会長会副会長 *任期 H26.6.5～
9	委員	大川 貞幸	丸岡	竹田の里づくり協議会会長 *任期 ～H26.6.4
		吉田 昭宣	丸岡	たかむくのまちづくり協議会会長 *任期 H26.6.5～
10	委員	北 正勝	丸岡	高棕東部公民館長
11	委員	小林 美宏	春江	春江自治区地域協議会会長
12	委員	西畑 毅	春江	江留上連合区長 *任期 H26.6.5～
13	委員	長谷川 範彦	春江	春江中部まちづくり協議会会長
14	委員	吉澤 君子	春江	春江東公民館長 *任期 ～H26.6.4
		長谷川 信	春江	春江西公民館長 *任期 H26.6.5～
15	委員	北 藪 金章	坂井	坂井自治区地域協議会 *任期 ～H26.6.4
		盛政 隆治	坂井	坂井自治区地域協議会 *任期 H26.6.5～
16	委員	長谷川 彰	坂井	東十郷地区区長会会長 *任期 H26.6.5～
17	委員	陶山 治男	坂井	坂井木部地区まちづくり協議会会長 *任期 ～H26.6.4
		藤田 憲治	坂井	坂井木部地区まちづくり協議会会長 *任期 H26.6.5～
18	委員	定池 りゆ子	坂井	大関公民館長

*任期：平成25年7月2日から、坂井市コミュニティセンター検討委員会設置要綱第2条に掲げる、事務が完了するまで